

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
 大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
 入れる組合です

長期非常勤職員の解雇撤回！ 働き続けるぞ！

5月1日阪大抗議メーデー集会 &学内デモを闘ったぞ！

今年も、阪大抗議メーデー集会を関西圏大学非常勤講師組合と共催で取り組みました。集会前に阪大本部に対し抗議行動をおこない、「抗議および団体交渉要求書」を突きつけました。

昼からの集会では、司会から「阪大が安倍政権の『労働規制緩和』の最先端として労働法なきに等しい労働者管理を推し進め、非正規の労働者の生存権・労働権を奪っていることを許すことはできない。私たちは切実な要求である雇用期限撤廃を掲げ、非常勤差別撤廃と労働者の主権を取り戻すために、世界の闘う労働者と団結して、阪大抗議メーデーを闘う。この闘いは憲法を改悪して『戦争する国づくり』をする安倍政権との闘いと一体である。今こそ、学内の労働者は結束して、阪大の労働組合無視、強権的・非民主主義的な横暴を許さず闘うときである。石橋組合員ら長期非常勤職員の解雇を許さず、人間らしい生き生きとした職場・労働現場を取り戻すために団結しよう！」と挨拶がありました。

石橋組合員は「非正規というだけで首がきれることが当たり前のこの社会を変えたい」と力強く発言しました。関西圏組合の新屋敷委員長は「2013年4月1日に5年上限の就業規則制定に際し、大学が非常勤講師の労働者性を認めず過半数代表者から排除



した。それについて、労基法違反で大阪地検に告訴したが、この3月に嫌疑不十分で不起訴になった。しかし、不起訴不当と大阪検察審査会に審査申し立てをして闘う準備をしている」と、粘り強く闘っていく決意を表明しました。関単労兵庫県立こども病院分会は朝から、県病院局に対し、看護補助労働者の労働条件改善の申し入れ行動に取り組んだことを、釜ヶ崎パトロールの会は“くいだおれメーデー2015”を開催したことを報告しました。さらに、アルバイト・派遣・パート非正規等労働組合、「君が代」不起立を闘った豊中の教育労働者、労働者共闘等からも挨拶がありました。

集会参加者は25人でした。大きなメーデーが各地でとりくまれる中、小さくても阪大分会と関西圏組合が現場で非常勤差別撤廃と労働者の主権を取り戻すために、自力でメーデーに取り組んだ意義は大変大きいです。集会後、真夏日のような日差しの下、人間科学研究科から工学部生協まで元気に学内デモもとりくみました。

なお、5月1日は大学の創立記念日です。昨年までなかったのですが、今年は本部玄関に「日の丸」がありました。「日の丸」はアジアへの侵略・植民地支配のシンボルであり、私たちは掲げることに反対であり、大学に抗議しました。戦後70年の節目の年を迎え、大学が天皇制日本国家の侵略戦争責任・戦後責任をなんら果たしてこなかったことを考えていかなければなりません。



私たちは、4月1日から就労要求闘争を続けています！
就労要求闘争は学内外の労働者・学生の結集で支えられてい
ます。その支援者からの声です。



就労闘争に参加して！

阪大の3月末、長期非常勤職員大量解雇に抗議して、4月からの就労闘争をともに闘っています。大学は、人間科学研究科のエントランス柱に「関係者以外立入り禁止」の張り紙をしたり、ロープを張って石橋さんの就労を妨害してきましたが、私たちは、粘り強く就労要求行動を闘っています。就労闘争が経過するにつれ、大学側の関係者には厭戦気分が出始めて、私たちがエントランスに登場するや、あわてて本部に連絡し、担当の職員や応援要員を要請するなど、そのあわてふためきぶりには、あきれてしまいます。

さらに、私たちは解雇の不当性を大学職員に訴え、ともに闘いに立ち上がるよう分会ニュースの配布をおこないました。吹田キャンパスの工学部、産研、微研、蛋白研、医学部などの休憩時間に事務所に行くと現状について「どうなっているのか」とつぶさに聞き入る職員もいました。そして、メールボックスにも入れました。私たちの呼びかけにこたえて、ともに闘えるよう、今後とも粘り強く続けていきたいと思ひます。

Mさん（関単労地域分会員）

4. 15石橋組合員の地位確認裁判報告

4月15日、第3回裁判がおこなわれた。3月26日に私たちが提出した第2準備書面に対して、大学側は6月12日までに反論することになった。



あくまで訴えの「追加」だ！

私たちは、解雇になる前に、将来の地位確認を求めて提訴したが、大学は石橋組合員を2015年3月31日をもって解雇した。そのため、私たちは4月7日付で（通常の）地位確認の訴えを追加した。

新しく変わった裁判長は「将来の地位確認の訴えは取り下げるのですね」と確認をしたが、中島弁護士は回答を保留した。大学は「将来の」地位確認には訴えの利益がないと主張し、私たちは確認の利益があるとして提訴したのだから、この訴えを取り下げる予定はない。

不更新条項に合意していないことは大学も知っていた！（第2準備書面より）

大学は、2013年3月13日付雇用契約書をもって、石橋組合員が契約内容（不更新条項）に合意しており、かつそれが石橋組合員の真意に基づくものであると主張している。

しかし、私たちは抗議文や要求書で、不更新条項に合意していないことを繰り返し伝えている。だから、大学は石橋組合員が不更新条項に合意していないことを知っていた。石橋組合員も当然、石橋組合

今後の予定 ◎就労闘争続けます！

- 中労委不当命令取消裁判
6月18日（木）1時半
東京地裁527号法廷
- 地位確認第4回裁判
6月22日（月）10時
大阪地裁809号法廷

非正規労働者の談話室

お気軽にお越しください。

5月28日（木）

6月25日（木）

午後6時～

豊中市立千里公民館

・第3会議室（千里中央駅下車）

員が不更新条項に合意していないことを知っている。このように、双方がその契約内容を真意

でないと知っていた場合は、**心裡留保**といい、その契約は無効となる。

石橋組合員が3月13日付で提出した雇用契約書は、大学が3月8日付で手渡したものだ。これに署名捺印しないと、契約更新がされず、2013年3月末で解雇されることははっきりしていた。このような状況に追い込んで、不更新条項への合意や署名捺印を迫ったこと等は、**公序良俗**に反しており無効となる。

このように第2準備書面を読むと、大学の主張がまやかしばかりなのが良く分かる。大学だけではなく、今の日本の雇用情勢そのものが、本来あるべき姿ではないということであらためて確信できた。このまま大学・企業や国の思うままにさせておいてはいけない。

裁判後の集会にも20人余りの支援者が集まり、中島弁護士からの説明の後、支援者からアピールをもらった。支援者一人ひとりの闘いの報告の中から、これからの闘いへの力をもらうことができた。